

東電会長ら旧経営陣3人に無罪判決 原発事故で強制起訴

朝日新聞 2019.9.20



2011年3月の東京電力福島第一原発事故をめぐり、旧経営陣3人が業務上過失致死傷罪で強制起訴された裁判で、東京地裁（永淵（ながふち）健一裁判長）は19日午後、勝俣恒久・元会長（79）、武黒（たけくろ）一郎・元副社長（73）、武藤栄・元副社長（69）の3被告にいずれも無罪（いずれも求刑・禁錮5年）の判決を言い渡した。検察官役の指定弁護士が控訴すれば、控訴審でさらに争われることになる。

- 経営陣の意思決定過程、解明しきれず 東電原発事故裁判
- ちょうど8年前、爆発した原発 無罪訴える3人に福島は

3人は、原発の主要施設の敷地の高さ（約10メートル）を上回る津波が来ると予想できたのに対策を怠って事故を招き、4・5キロ離れた双葉病院（福島県大熊町）の入院患者らに避難を余儀なくさせ、44人を栄養失調や脱水症状で死亡させたなどとして強制起訴された。

判決は、3人が10メートルを超す津波の情報に接したのは08年6月～09年2月ごろで、それから浸水対策や高台への施設移転などの工事を始めても東日本大震災までに完了したか明らかでないと指摘。事故を防ぐには11年3月初旬までに運転を止めるしかなかったが、生活・経済を支える原発の「有用性」を踏まえれば、その判断にはあくまで当時の安全基準に基づいた慎重な検討が必要とした。

その上で、10メートルを超す巨大津波を予見できたかを検討した。「決定的に重要」な判断材料としたのは、国が02年に公表した地震予測「長期評価」だ。東北沖でマグニチュード8・2前後の津波を伴う地震が来る可能性を示したもので、東電子会社はこれに基づく計算で08年3月、原発に「最大15・7メートル」の津波が来るという予測を報告した。

判決は3人が接した長期評価について「具体的な根拠がなく、専門家から疑問が示され、自治体の防災計画にも反映されないものだった」と指摘。

事故を防ぐには11年3月初旬までに運転を止めるしかなかったが、生活・経済を支える原発の「有用性」を踏まえれば、その判断にはあくまで当時の安全基準に基づいた慎重な検討が

必要とした。

その上で、10メートルを超える巨大津波を予見できたかを検討した。「決定的に重要」な判断材料としたのは、国が02年に公表した地震予測「長期評価」だ。東北沖でマグニチュード8・2前後の津波を伴う地震が来る可能性を示したもので、東電会社はこれに基づく計算で08年3月、原発に「最大15・7メートル」の津波が来るという予測を報告した。

判決は3人が接した長期評価について「具体的な根拠がなく、専門家から疑問が示され、自治体の防災計画にも反映されないものだった」と指摘。予見可能性を生じさせる情報だったとはいえ、大きな影響を生じさせてまで運転を止める判断をするには相当の困難があったとした。

判決理由の読み上げは午後4時半ごろに終わり、閉廷した。